

令和元年台風 19 号による災害に関する特別要請書

当県においては、令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて特別警戒が発せられた大型台風 19 号によりこれまで経験したことのない記録的な大雨に見舞われ、多くの河川で氾濫や決壊による大規模浸水被害や土砂災害が発生し、多くの尊い人命が失われるとともに、広範囲にわたって住宅床上・床下浸水被害や家屋の倒壊・損壊、さらに道路、河川、水道等のライフラインや農林水産業施設や工場、商店などに深刻な被害を受け、住民生活や経済活動に深刻な影響が生じております。

ついては、被災地域における住民生活や経済活動が速やかに回復できるよう、次の事項の実現について強く要請いたします。

1. 今回の台風 19 号に係る災害を「激甚災害に対処するための特別な財政支援等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害（本激）として指定し、特別な財政措置を講じること。
2. 被災者が安全・安心な生活を取り戻すため、被災者生活再建支援制度をはじめとする各種支援制度に対し十分な財政措置を講じるとともに、適用範囲等で地域間に格差が生じることのないよう弾力的な運用を行うこと。
3. 被災地の早期復旧を図るため、国等による被災自治体への支援職員等の派遣措置を行うこと。
4. 災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応するとともに、十分な財政措置を講じること。なお、災害復旧事業については、再び災害が発生しないよう改良復旧を積極的に推進すること。
5. 農林水産業及び商工業について、被災により経営に支障をきたした生産者及び事業者に対し、事業の回復に向けて金融支援をはじめとする必要な経営支援策を講じること。
観光業の風評被害防止のため、国内外に向けた正確な情報発信を行うとともに、必要な観光支援策を講じること。
6. 被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業について、最終処分場の確保や広域処理体制の整備等を図るとともに、処理費用に対する国の予算を確保すること。
7. 被災自治体において生じる応急対策や被災者の救護、復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による必要かつ十分な財政支援策を講じること。

令和元年 10 月 23 日

本県関係国会議員 宛て

福島県町村会
会長（北塩原村長） 小 椋 敏 一

福島県町村議会議長会
会長（川内村議会議長） 渡 邊 一 夫